採用時の本人申告に関する説明書

1　申告をお願いする目的

堀越学園（以下、学園）は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪事実該当者を対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、対象業務に従事する職員の採用条件の一つとして、特定性犯罪事実該当者でないことを求めており、採用候補者にその該当の有無を申告していただきます。

この本人申告は、法令に基づく国への犯罪事実確認とは別の手続です。本人申告だけで国への確認を省略することはありません。同法は令和 8 年 12 月 25 日施行であり、法に基づく確認は、施行後、法令上の実施時期及び経過措置に従って行います。

2　申告の対象となる犯罪

申告の対象は、同法第 2 条第 8 項に定める特定性犯罪事実該当者（同条第 7 項及び附則等で定める特定性犯罪について拘禁刑（刑法改正前の懲役を含みます。）又は罰金の裁判が確定し、刑の種類等に応じて定められた期間（10 年又は 20 年）を経過していない者）への該当の有無に限ります。すべての犯罪歴、逮捕歴又は懲戒歴を一律に申告していただくものではありません。

対象となる罪及び期間を定めた法律の条文は、誓約書裏面「参照条文」のとおりです。正確な範囲は法令及びこども家庭庁の施行ガイドラインによります。罪名が異なる、条例の対象が分からない等の場合は、自己判断で「該当しない」とせず、担当者へご相談ください。

3　回答と提出の方法

申告書の「該当しません」「該当します」「判断できないため相談を希望します」から 1 つを選び、署名してください。判断が難しい場合は、相談を選択してください。事件の詳細、被害者の氏名や画像、戸籍書類等を本書に添付する必要はありません。追加確認が必要な場合は、担当者が必要な範囲と提出方法を個別にご案内します。

申告書は応募先学校の担当者へ提出してください。通常の応募書類と分けて取り扱います。

4　申告情報の利用と管理

学園は、申告情報を採用判断、対象業務への配置の判断及び児童生徒の安全確保に必要な範囲で利用します。管理責任者は理事長とし、学校別担当者及び判断に必要な指定者に取扱いを限定します。法令に基づく場合を除き、外部への提供は行いません。

本書の申告情報は国の犯罪事実確認書とは区別し、施錠保管します。保存期間は、不採用又は辞退の場合はその決定・受付から 6 か月、採用の場合は退職から 1 年を経過する日までとします。紛争対応等の具体的な必要がある場合は、必要な範囲・期間に限り延長し、目的終了後に復元できない方法で廃棄します。

5　申告内容の訂正と採用上の取扱い

誤りに気付いた場合は、速やかに担当者へ申し出てください。判断の難しさや善意の誤りを直ちに故意の虚偽申告と扱うことはありません。採用判断に重要な事項について故意の虚偽申告があった場合又は正当な理由なく学園が指示した犯罪事実確認に必要な手続等に対応しない場合は、法令、募集時に明示した採用条件及び就業規則に基づき、内定取消し等を個別に検討します。回答のみで自動的に解雇等となるものではありません。

採用に関する本人申告書兼誓約書

学校法人堀越学園　理事長 殿

応募先学校：☐ 堀越高等学校　　☐ 穎明館中学高等学校

1　特定性犯罪前科に関する申告

私は、添付の「採用時の本人申告に関する説明書」及び裏面「参照条文」に記載された対象犯罪及び対象期間を確認したうえで、記入日現在、こども性暴力防止法第 2 条第 8 項に定める特定性犯罪事実該当者への該当について、次のとおり申告します。

☐ 該当しません。

☐ 該当します。

☐ 自分では判断できないため、担当者への相談を希望します。

※ 上記のいずれか 1 つを選択してください。「該当する」「相談を希望する」の場合は、担当者が個別に確認します。事件の詳細や被害者に関する情報を記載・添付する必要はありません。

2　犯罪事実確認の手続

私は、応募する職種・業務が法令に基づく犯罪事実確認の対象である旨の説明を受けました。採用に伴い、学園が法令に基づいて行う犯罪事実確認に必要な手続に対応し、正当な理由なくこれに対応しない場合は、内定取消しその他の措置を個別に検討することについて説明を受けました。手続上の支障がある場合は、担当者へ申し出ます。

3　申告内容の正確性

私は、本申告書により申告する内容が事実であることを誓約します。記載に誤りがあることが判明した場合は、速やかに担当者へ申し出ます。採用判断に重要な事項について故意に虚偽の申告をした場合は、法令、明示された採用条件及び就業規則に基づき、内定取消しその他の措置を個別に検討することについて説明を受けました。

4　申告情報の取扱い

私は、添付説明書により、申告情報の取得・利用の目的、取扱者、保存期間及び相談先の説明を受け、説明された範囲での取得・利用に同意します。

記入日：令和　　年　　月　　日

本人署名：

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの